○熊谷市水道事業給水条例

平成17年10月１日条例第225号

改正

平成18年12月27日条例第164号
平成20年12月24日条例第59号
平成25年12月26日条例第50号
平成30年12月20日条例第44号
平成31年３月20日条例第47号
令和元年９月19日条例第17号
令和元年９月19日条例第24号
令和元年12月19日条例第30号

熊谷市水道事業給水条例

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　加入者分担金、給水装置の工事及び費用（第５条―第12条）
第３章　給水（第13条―第23条）
第４章　料金及び手数料（第24条―第32条）
第５章　管理（第33条―第38条）
第６章　貯水槽水道（第39条・第40条）
第７章　雑則（第41条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、熊谷市水道事業の給水について、法令その他別に定めるもののほか、料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第２条　熊谷市水道事業の給水区域は、熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第223号）に定めるとおりとする。

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　給水装置　需要者に水を供給するために、市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（２）　定例日　料金算定の基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。

（給水装置の種類）

第４条　給水装置は、次の３種とする。

（１）　専用給水装置　１世帯又は１箇所の用に供するもの

（２）　共用給水装置　２世帯以上の共用又は公衆の用に供するもの

（３）　私設消火栓　消防用に供するもの

第２章　加入者分担金、給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第５条　給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。以下同じ。）第16条の２第３項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去をしようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申込みに当たり、必要があると認めるときは、利害関係人の同意書の提出を求めることができる。

（加入者分担金）

第６条　給水装置の新設又は増径工事の申込者は、別表第１の区分による金額を加入者分担金（以下「分担金」という。）として納付しなければならない。ただし、増径工事に係る分担金の額は、新口径に係る金額と既設口径に係る金額との差額とする。

２　分担金は、工事申込者から申込みと同時にこれを徴収する。

３　市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、分担金を減額し、又は免除することができる。

（新設等の費用負担）

第７条　給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第８条　給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

２　前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

（給水管及び給水用具の指定）

第９条　市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

２　市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

３　第１項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第10条　市長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる額の合計額とする。

（１）　設計費

（２）　材料費

（３）　運搬費

（４）　労力費

（５）　道路復旧費

（６） 工事監督費
（７） 間接経費
２　前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
３　前２項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。
（工事費の予納）
第11条　市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。
２　前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。
（給水装置の変更等の工事）
第12条　市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第３章　給水

（給水の原則）
第13条　市長は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情がある場合及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止してはならない。
２　前項の規定により、給水を制限し、又は停止しようとするときは、市長は、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
３　第１項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。
（給水の申込み）
第14条　水道を使用しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。
（給水装置の所有者の代理人）
第15条　給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は市長が必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定し、市長に届け出なければならない。
（管理人の選定）
第16条　次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。
（１） 給水装置を共有する者
（２） 給水装置を共用する者
（３） その他市長が必要と認める者
２　市長は、前項の管理人を不適当と認めたときは変更させることができる。
（水道メーターの設置）
第17条　市長は、給水量を計るため、必要な場所に市の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
２　メーターは、給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。
（メーターの貸与）
第18条　市長は、メーターを、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水

道使用者等」という。）に保管させる。
２　前項の規定によりメーターを保管する者（次項において「保管者」という。）は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
３　保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損したときは、市長が定めた損害額を弁償しなければならない。
（水道の使用中止、変更等の届出）
第19条　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。
（１）　水道の使用をやめるとき。
（２）　料金に変更をなすべき事由が生じたとき。
（３）　消防演習に私設消火栓を使用するとき。
２　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、市長に届け出なければならない。
（１）　水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
（２）　給水装置の所有者に変更があったとき。
（３）　消防用として水道を使用したとき。
（４）　管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。
（私設消火栓の使用）
第20条　私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。
２　私設消火栓を消防の演習に使用するときは、市長の指定する市職員の立会いを要するものとする。
（水道使用者等の管理上の責任）
第21条　水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
２　前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
３　第１項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
（同居人等の行為に対する責任）
第22条　給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他従業者等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。
（給水装置及び水質の検査）
第23条　市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。
２　前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費を徴収する。

第４章　料金及び手数料

（料金の徴収）
第24条　水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者からこれを徴収する。ただし、地方公共団体等の共同住宅については、別に市長の定めるところにより料金を徴収することができる。
２　共用給水装置の各使用者は、料金の納付について連帯責任を負うものとする。
（料金）

第25条　料金は、別表第２により算定した額とする。ただし、１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（料金の算定）

第26条　料金は、隔月ごとの定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分及び前月分を使用水量として算定する。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、市長がこれを変更することができる。

（水量及び用途の認定）

第27条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

（１）　メーターに異状があったとき。

（２）　料金の異なる２種以上の用途に水道を使用するとき。

（３）　使用水量が不明のとき。

（特別な場合における料金の算定）

第28条　第26条の規定にかかわらず、定例日から次の定例日までの中途において、水道の使用を開始し、又は中止した場合の料金は、次のとおりとする。

（１）　基本水量を付するものにおいて、使用日数が15日以下で、かつ、使用水量が基本水量の２分の１以下のときは、別表第２に規定する基本料金の額をそれぞれその２分の１の額に読み替えて、第25条の規定により算定した額

（２）　基本水量を付さないものにおいて、使用日数が15日以下のときは、別表第２に規定する基本料金の額をそれぞれその２分の１の額に読み替えて、第25条の規定により算定した額

２　定例日から次の定例日までの中途において、その用途に変更があった場合、又はメーター口径に変更があった場合は、使用日数の多い料金を適用する。

（臨時使用の場合の概算料金の前納）

第29条　工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　前項の規定による概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

（料金の徴収方法）

第30条　料金は、口座振替又は、納入通知書の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

（手数料）

第31条　手数料は、別表第３の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

（料金、手数料等の減免）

第32条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第５章　管理

（給水装置の検査及び費用）

第33条　市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置をさせ、又は自らこれをすることができる。

２　前項の措置に要した費用は、その措置を受けた者の負担とする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第34条　市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第６条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

２　市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第35条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

（１）　水道使用者等が第10条の工事費、第21条第２項の修繕費、第25条の料金又は第31条の手数料を指定期限までに納付しないとき。

（２）　水道使用者等が、正当な理由がなくて、第26条の使用水量の計量又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。

（３）　給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

（給水装置の切離し）

第36条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

（１）　給水装置の所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

（２）　給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

（過料）

第37条　市長は次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

（１）　第５条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者

（２）　正当な理由がなくて第17条第２項の規定によるメーターの設置、第26条の使用水量の計量、第33条の規定による検査又は第35条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

（３）　第21条第１項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者

（４）　第６条の加入者分担金、第25条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

（料金等を免れた者に対する過料）

第38条　詐欺その他不正の行為によって第６条の加入者分担金、第25条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

第６章　貯水槽水道

（市の責務）

第39条　市長は、貯水槽水道（法第14条第２項第５号の貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うよう努めなければならない。

２　市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行わなければならない。

（設置者の責務）

第40条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第３条第７項の簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の２の規定により、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

第７章　雑則

（委任）

第41条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の熊谷市水道事業給水条例（昭和46年熊谷市条例第18号）、大里町水道事業給水条例（平成10年大里町条例第11号）又は妻沼町水道事業給水条例（平成10年妻沼町条例第17号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

（江南町の編入に伴う経過措置）

４　江南町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の江南町水道事業給水条例（平成10年江南町条例第14号。以下「編入前の江南町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

５　別表第２第４号江南水道事業の表臨時用の項に係る第25条の適用については、同条中「算定した額に100分の105を乗じて得た額」とあるのは、「算定した額」とする。

６　編入日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の江南町条例の例による。

附　則（平成18年12月27日条例第164号）

この条例は、平成19年２月13日から施行する。

附　則（平成20年12月24日条例第59号）

（施行期日）

１　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第25条及び別表第２の規定は、平成21年６月１日以後に確定する水道料金から適用し、同日前までに確定する水道料金については、なお従前の例による。

附　則（平成25年12月26日条例第50号）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）
2　改正後の別表第２の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年４月30日までの間に水道料金が確定するもの（施行日以後初めて水道料金が確定する日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する水道料金を前回確定日（その直前の水道料金が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて水道料金が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）に係る水道料金については、なお従前の例による。
3　前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。

附　則（平成30年12月20日条例第44号抄）

（施行期日）
1　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月20日条例第47号）

（施行期日）
1　この条例は、平成31年10月１日から施行する。ただし、別表第３の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の別表第２の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に水道料金が確定するもの（施行日以後初めて水道料金が確定する日が同月31日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する水道料金を前回確定日（その直前の水道料金が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて水道料金が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）に係る水道料金については、なお従前の例による。
3　前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。

附　則（令和元年９月19日条例第17号）

この条例は、令和元年10月１日から施行する。

附　則（令和元年９月19日条例第24号）

この条例は、令和元年10月１日から施行する。

附　則（令和元年12月19日条例第30号）

（施行期日）
1　この条例は、令和２年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の別表第２の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用で、同日から令和２年５月31日までの間に水道料金が確定するものに係る水道料金については、なお従前の例による。

別表第１（第６条関係）

メーターの口径	金額（１給水装置につき）
13ミリメートル	110,000円
20ミリメートル	176,000円
25ミリメートル	418,000円
30ミリメートル	693,000円
40ミリメートル	1,210,000円
50ミリメートル	1,980,000円
75ミリメートル	5,170,000円
100ミリメートル	9,790,000円
150ミリメートル	24,200,000円

別表第２（第25条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">種別</td><td colspan="2">基本料金（１月につき）</td><td rowspan="2">従量料金（１立方メートルにつき）</td></tr>
<tr><td>メーターの口径</td><td>料金</td></tr>
<tr><td rowspan="8">一般用</td><td>13ミリメートル</td><td>10立方メートルまで
1,320円</td><td rowspan="3">0立方メートルを超え15立方メートルまでの分　176円
15立方メートルを超え20立方メートルまでの分　187円
20立方メートルを超え40立方メートルまでの分　231円
40立方メートルを超え50立方メートルまでの分　242円
50立方メートルを超える分　253円</td></tr>
<tr><td>20ミリメートル（16ミリメートルを含む。）</td><td>10立方メートルまで
1,386円</td></tr>
<tr><td>25ミリメートル</td><td>10立方メートルまで
1,452円</td></tr>
<tr><td>30ミリメートル</td><td>2,244円</td><td rowspan="5">10立方メートルまでの分　44円
10立方メートルを超える分　上欄に同じ</td></tr>
<tr><td>40ミリメートル</td><td>3,960円</td></tr>
<tr><td>50ミリメートル</td><td>9,900円</td></tr>
<tr><td>75ミリメートル</td><td>15,840円</td></tr>
<tr><td>100ミリメートルから150ミリメートルまで</td><td>26,400円</td></tr>
<tr><td>公衆浴場用</td><td></td><td>100立方メートルまで
3,960円</td><td>100立方メートルを超える分　44円</td></tr>
<tr><td>臨時用</td><td></td><td></td><td>１立方メートルにつき　462円</td></tr>
<tr><td colspan="4">備考
１　一般用とは、公衆浴場（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第２条に規定する公衆浴場をいう。）用及び臨時用以外をいう。
２　地方公共団体等の共同住宅の料金は、各戸に設置されている子メーターの口径の区分により計算した額とする。ただし、子メーターが設置されていない地方公共団体等の共同住宅の料金は、各戸に口径13ミリメートルの子メーターが設置されているものとみなして計算した額とする。</td></tr>
</table>

別表第３（第31条関係）

手数料の区分	単位	金額
（１） 指定給水装置工事事業者指定審査手数料	１件につき	10,000円
（２） 指定給水装置工事事業者更新審査手数料	１件につき	10,000円
（３） 給水装置工事設計審査（使用材料の確認を含む。）手数料	１件につき	1,000円
（４） 給水装置工事検査手数料	１件につき	1,500円
（５） 指定外給水装置適合審査手数料	１件につき	3,000円
（６） 給水証明手数料	１件につき	200円